

令和 7 年 6 月 6 日

競争入札参加資格停止処分について

標記の件について、下記業者の参加資格を停止処分としました。

記

1. 参加資格停止処分決定の理由等

公正取引員会は、機械式駐車装置の設置工事において、独占禁止法違反第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行ったとして、令和 7 年 3 月 24 日、5 社に排除措置命令、うち 4 社に課徴金納付命令を行った。また同日、公正取引委員会は本件に係る課徴金減免制度の適用事業者として 4 社を公表した。

2. 入札参加資格停止措置

資格停止業者：新明和工業株式会社

流体事業部 営業本部 中部支店

支店長 安原 巧

愛知県名古屋市中区大須 1 - 7 - 11

資格停止期間：瑞穂市競争入札参加資格停止措置に関する要綱（平成 15 年瑞穂市訓令第 15 号）別表第 2 第 2 号及び第 4 条第 2 項の規定に基づき、令和 7 年 6 月 6 日から令和 7 年 8 月 20 日まで（2.5 月）の参加資格停止と決定した。

参 考

瑞穂市競争入札参加資格停止措置に関する要綱

別表第 2

措置要件	資格停止期間
(独占禁止法違反) 2 業務に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、行政処分を受け、市発注工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 3 月以上 5 月以内

(独占禁止法違反等の不正行為に対する資格停止の期間の特例)

第 4 条 略

- 2 市長は、別表第 2 第 2 号及び第 3 号に掲げる措置要件に該当した登録業者が独占禁止法第 7 条の 2 第 10 項から第 12 項までの規定により同条第 1 項の課徴金の減免を受け、その事実が公表された場合にあっては、当該登録業者の資格停止の期間を、第 2 条、第 3 条(第 3 項を除く。)及び前項の規定により定める資格停止の期間の 2 分の 1 の期間に短縮するものとする。